

岐阜県公報

第二千四百一十二号
平成二十五年一月十八日

(金曜日)

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 二〇^頁

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
指定医療機関の廃止の届出

(地域福祉国保課) 二〇

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 二一

道路の供用開始
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(道路維持課) 二四
(砂防課) 二五

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
政治団体の異動事項の公表

(選挙管理委員会) 二六
(同) 二六

解散届が提出された政治団体の名称等の公表
資金管理団体の異動事項の公表

(同) 二七
(同) 二七

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示
第五種共同漁業権の免許に係る平成二十五年度魚種別増殖
方法及び指示数量

(内水面漁場管理委員会) 二七
(同) 二八

公示

落札者等に関する公示
特定非営利活動法人の設立認証申請

(市町村課) 三一
(環境生活政策課) 三二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
土地改良区清算人の就任
運転免許取得者教育機関の認定

(同) 三一
(商業流通課) 三三
(可茂農林事務所) 三四
(運転免許課) 三四

正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 三五

告示

岐阜県告示第二十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
浅野 甚三 浅野 甚三 有限会社	浅野 甚三	各務原市那加土山町二丁目八二番地	平成二四・一一・二五
広瀬石油有限公司	広瀬 昌一	瑞穂市別府二二七番地	平成二四・一一・三〇

岐阜県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
みあい診療所	神取 慶治	恵那市武並町竹折一〇八七	平成二四・八一
下呂市立金山病院	下呂市長	下呂市金山町金山九七三六	同

ふくい内科クリニック	医療法人ふくい内科クリニック	多治見市松坂町一五	同
博愛歯科医院	山田 民恵	関市武芸川町高野四三三七	同
藤原歯科医院	藤原 江理子	本巣郡北方町高屋太子一三一	同
ケンコー薬局 はやし町店	有限会社ケンコー薬局	大垣市林町一〇七二三	同
たんぼぼ薬局 金山病院前店	たんぼぼ薬局株式会社	下呂市金山町金山九七〇一	同
井桁屋あさひ薬局	有限会社井桁屋薬局	下呂市金山町金山九一九五	同
阪神調剤薬局 見市民店	株式会社阪神調剤薬局	多治見市前畑町一三〇〇	同
よしと調剤薬局	株式会社たけな	揖斐郡池田町八幡字市之坪一九二	同
しょうなん調剤薬局 山県店	有限会社テクニカルファーマ	山県市東深瀬一七五一	同
第一薬局 金山店	株式会社スリーエム・クリエーションズ	下呂市金山町金山一六三六	同
医療法人福歯会 尾歯科医院	医療法人福歯会	関市下之保三三五六	同
医療法人社団岐萌会 アスナ口歯科クリニック	医療法人社団岐萌会	美濃加茂市島町一四一四	同
下呂市立金山病院	下呂市長	下呂市金山町金山九七三六	同
和知すこやかクリニック	湊屋 剛	加茂郡八百津町和知一〇三二五二	平成二四・八一
天外メンタルクリニック	杉田 憲夫	羽島市福寿町間島七三九	同
岩塚クリニック	岩塚 靖	高山市下岡本町三〇四八一	同

ホップそはら薬局	有限会社大学堂 小川薬局	二 一	各務原市蘇原東島町四	同
中部薬品 八百津薬局	中部薬品株式会社	三 三 二 五 二	加茂郡八百津町和知一〇	同
中部薬品 各務原中央薬局	中部薬品株式会社	一	各務原市蘇原新栄町一	同
ピノキオ薬局 北方店	ピノキオ商事株式会社	二 四	本巣郡北方町北方一七五	同
調剤薬局 どんぐり	TOQMOホールディングス合同会社	三 六 三	各務原市鷺沼西町四二	同
ファーマライズ薬局 各務原店	ファーマライズ株式会社	五 二	各務原市蘇原東島町四	同

岐阜県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町二一六三	地域包括支援センター	各務原市地域包括支援センター社会福祉協議会

ふくい内科クリニツク	福井清司	五	多治見市松坂町一	平成四・七三
第一薬局 金山店	株式会社スリーエム	一	下呂市金山町金山二六〇	同
井桁屋あさひ薬局 太平調剤薬局 はやし町店	有限会社井桁屋薬局 有限会社大氣	〇 二 三	下呂市金山町金山二六〇 大垣市林町一〇 七二	同
長 尾 歯 科	長尾一郎	〇	関市下之保三三五六	平成三・七三
アスナ口歯科クリニツク	山岡隆広	一 四	美濃加茂市島町一四	平成四・七三
下呂市立金山病院	下呂市長	四	下呂市金山町金山二五九	同

岐阜県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
居宅介護事業者等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町二一六三	平成二四・四・一

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町二一六三	介護予防訪問介護	各務原市社協訪問介護センター	各務原市那加桜町二一六三	同
社会福祉法人美谷会 各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市市場町七二八五一	地域包括支援センター	各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市市場町七二八五一	同
山 県 市 長	山県市高木一〇〇〇	地域包括支援センター	山県市地域包括支援センター	山県市高木一〇〇〇	同
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	多治見市太平町二三九一	地域包括支援センター	太平地域包括支援センター	多治見市太平町二三九一	同
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	多治見市太平町二二九一	地域包括支援センター	南姫地域包括支援センター	多治見市大針町字台八〇二	同
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	大垣市馬場町二二四	地域包括支援センター	地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	大垣市馬場町二二四	同
そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町一九六三	介護予防通所リハビリテーション	デイケアリハビリセンター 赤座	各務原市蘇原旭町一九六三	同
郡 上 市 長	郡上市八幡町島谷三二八	介護予防通所リハビリテーション	郡上市国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真二二〇五	同
医療法人瑞岐会	瑞浪市稲津町萩原一	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設ひざし	瑞浪市稲津町萩原一	同
社会福祉法人清洞会	各務原市各務六八〇三一	介護予防通所介護	各務原市デイサービスセンター カーサ・レスパイト	各務原市各務六八〇三一	同
株式会社介護サービス各務原	各務原市蘇原花園町三二二	介護予防通所介護	デイサービス・各務原	各務原市蘇原花園町三二二	同
有限会社つかさ	各務原市蘇原沢上町四二二六	介護予防訪問介護	訪問介護ステーションいずみ	各務原市蘇原沢上町四二二六	同
有限会社つかさ	各務原市蘇原沢上町四二二六	介護予防通所介護	デイサービスセンターいずみの郷	各務原市蘇原沢上町四二二六	同

株式会社ニッケ・ケアサー ビス	各務原市鷺沼各務原八 七	介護予防 通所介護	デイサービスセンターニッ ケかかみ野苑	各務原市鷺沼各務原町 八七	同
社会福祉法人同朋会	一 山県市大桑三六一五	介護予防 通所介護	桜美寮デイサービスセンタ ー	山県市藤倉一〇五一	同
有限会社ノバネットワーク ス	郡上市八幡町稻成二〇 四八二	介護予防 訪問介護	ノバネットワークス	郡上市八幡町稻成二〇 四八二	同
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三八七 八	介護予防 通所介護	中津川市デイサービスセン ターゆうわ苑	中津川市中津川三三六 七	同
社会福祉法人萱垣会	長野県飯田市鼎一色五 五一	介護予防 訪問介護	広済寮ホームヘルパー	中津川市落合九九六 一	同
社会福祉法人千寿会	瑞浪市山田町一〇一八 一	介護予防 通所介護	千寿の里デイサービスセン ターB型	瑞浪市山田町一〇一八 一	同
社会福祉法人麩城会	大垣市入方三 七〇	介護予防 短期生活 生活介護	特別養護老人ホーム 友和 苑	大垣市入方三 七〇	同
有限会社介護たすけ愛	大垣市荒尾町一四九〇 三三	介護予防 訪問介護	有限会社介護たすけ愛	大垣市荒尾町一四九〇 三三	同
パステルスマイル有限公司	大垣市高橋町三 一四	介護予防 訪問介護	パステルスマイル介護ステ ーション	大垣市中野町二 七七	同
有限会社ケアサービスアス カ	大垣市赤坂町二六一	介護予防 訪問介護	ケアサービスアスカ	大垣市赤坂新町一 二 二二	同
イビデン産業株式会社	大垣市内原一 一九七	介護予防 福祉用具 貸与	アルファンケア	大垣市中曾根町六三二	同
有 限 会 社 董	大垣市本今四 三三三	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーションすみ れ	大垣市本今四 三三三	同
社会福祉法人海津市社会福 祉協議会	七 海津市南濃町駒野八二 一	介護予防 訪問介護	海津市ホームヘルプサービ ス	七 海津市南濃町駒野八二 一	同
ソシオ株式会社	可児市土田字西小池四 四九七 一	介護予防 訪問介護	ソシオ株式会社	可児市土田字西小池四 四九七 一	同
有限会社あゆみ会	可児市中恵土二二八〇 一	介護予防 訪問介護	有限会社あゆみ会	可児市中恵土二二八〇 一	同
社会福祉法人美谷会 飛鳥 美谷苑	七 各務原市那加西市市場町 二八五 一	介護予防 短期生活 生活介護	特別養護老人ホーム飛鳥美 谷苑	七 各務原市那加西市市場町 二八五 一	同

岐阜県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の年月日）
県道	木曾三川公園線	海津市海津町福江一八番地先から同市同先まで	一四四番地	三五〇〇	平成二四・一・一六	平成一九・二・一九

岐阜県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の年月日）
------	-----	---	---	----------	---------	-------------------

県道	垂井線	不破郡垂井町字馬出瀬一五七九番三地从先から同郡同町字垂井一五八六番一地从先まで	八〇〇	平成二五・一・一六	平成二〇・八・二六
----	-----	-----------------------------------------	-----	-----------	-----------

岐阜県告示第三十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十五年岐阜県告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一五を次のように改める。

一五 急傾斜地崩壊危険区域の名称 平
急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

- 加茂郡東白川村神土字釜淵 六八九番四 一号
- 字鈴原 二七四七番四 二号
- 六八九番一 三号
- 字釜淵 六九九番一 四号及び五号
- 六九七番四 六号
- 六九二番二 七号
- 六九一番 八号
- 九号

選挙管理委員会告示

とり旨とする。

平成二十五年一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
日本維新の会衆議院東海比例第一支部	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1		衆議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
清水政則後援会	宮川優	長屋昭二	揖斐郡揖斐川町東横山332 1

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党美濃市支部	主たる事務所所在地	美濃市上条71 1	美濃市笠神1013
岐阜市古田はじめ後援会	代表者	山田基	鎌田満
くまぞき陽一後援会	会計責任者	三浦純一	奥田嘉明
瀬川はるおを育てる会	代表者	三田村三典	高橋真次
古田はじめを育てる会	主たる事務所所在地	岐阜市数田南1 11 12	岐阜市数田南1 11 9

松井さとし後援会	主たる事務所の所在地	羽島市正木町曲利1902	羽島市竹鼻町弧穴1058
武藤容治後援会	主たる事務所の所在地	各務原市那加信長町191	各務原市那加梶野外ケ所大字入会地字中野816

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政	一以上の市町村の区域を単位として設けられる支部の表示
鈴木さよし後援会	伊藤寿保	沼田鋭子	恵那市岩村町飯羽間1581 2	平成24年11月27日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
松井 聡	松井さとし後援会	主たる事務所の所在地	羽島市正木町曲利1902	羽島市竹鼻町弧穴1058

政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

内水面漁場管理委員会告示二

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 太田嘉俊

一 指示の内容

（一）持ち出しの禁止

公共水面において、コイ（マコイ及びニシキコイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面

漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
 なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すもののほか、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川（牧田川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池
 (二) 長良川（板取川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち伊自良川、早田川、新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫

平成25年度魚種別増殖方法及び指示数量

漁業種番号	増殖方法	魚種	種苗			放流 (kg)			人工孵化 (万粒)								
			あゆ	あまご、やまめ	銀毛型にあまごす	いわな	ふな	うなぎ	なます	もくずか(尾)	あゆ卵	わかさぎ卵	うぐいおいかわ	もちこ	あじめどじょう	かじか	よしのぼり
内第2号 共号	大江川(全域)	海津市				340	60	30				3					
内第3号 共号	中江川(全域)	海津市				60	40	10					2				
内第4号 共号	揖斐川(今尾橋から下流)	養老郡、海津市			160	920	130	40				3					
内第5号 共号	揖斐川(今尾橋～根尾川との合流点)	西濃水産	1,200		80	1,210	95	100	2,500			6					
内第6号 共号	牧田川(高田橋から上流)	牧田川	250	70			20					3					

川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(三) 木曾川（付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間）、同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに接続する水路・ため池並びに飛彈川（上麻生ダムから下流の本川）

(四) 神通川水系宮川（荒城川合流点から下流の坂上ダムまでの間）並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十五年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十五年一月十八日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田 嘉俊

6 規程金額 32,550,000円

7 標榜に關する標榜の抽出する昭司の政務及び所在地

- (1) 昭司の政務 岐阜県岐阜市河村郷
- (2) 昭司の政務 岐阜市河村郷二丁目一丁目一

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人羽島市体育協会
- 三 代表者の氏名 水谷 晃三
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町二二六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、各種スポーツ大

会・教室等の企画運営、団体及び指導者の育成と相互間の連絡調整及び派遣、功労者及び優秀者の表彰、市民へのスポーツ情報の提供、スポーツ振興及び体育施設の運営管理に関する事業を行い、市民の健康増進及び体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十四年十二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際技術研修協会

三 代表者の氏名 長屋 成保

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市上土居二丁目一〇番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、外国人産業技術や医療技術の研修生及び

それを受け入れようとする団体又は個人に対して、研修実習生の受け入れに関する指導助言、研修カリキュラムの企画立案、実施、滞在管理及び事務処理に関する事業を行い、国際協力に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十二月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人英集会
- 三 代表者の氏名 福富 悌
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市安食二二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもと子育て中の人及び障がい児・障

がい者に対して、子育てに関する情報の提供や支援及び障がい児・障がい者の生活サポートに関する事業を行い、少子化社会や発達障がいなどの障がいが増加しつつある社会において、子どもの健全な育成と子育て及び障がい児・障がい者の社会生活の支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人だいじょうぶ
- 三 代表者の氏名 田邊 櫻子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加西野町四三番地の二
- 五 定款に記載された目的 この法人は高齢者や子どもたちが安心して暮らしていけるための支援と、広い視野をもって国際協力、環境教育にも目を向け、広く社会に貢献することを目的にします。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十五年一月十八日から岐阜県商工労働部商業流通課においては四月間、岐阜振興局においては平成二十五年三月三十一日までの間縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤゴルフ本店

四 岐阜市市橋二丁目五 五 外

大規模小売店舗の新設日

平成二十五年九月一日

五 店舗面積

一、五八五平方メートル

六 駐車場の収容台数

四三台

七 荷さばき施設の面積

三〇・五一平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十五年一月十八日から岐阜県商工労働部商業流通課においては四月間、岐阜振興局においては平成二十五年三月三十一日までの間縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー岐阜西鶉店
岐阜市西鶉一丁目四六番 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十五年八月二十二日

五 店舗面積

一、八八一平方メートル

六 駐車場の収容台数

八〇台

七 荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

土地改良区清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した清算人

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
白川町蘇原	平成二四・三・二七	清算人	山口茂樹	白川町切井 二七三五番地
同	同	同	佐伯 薫	同 二六七八番地
同	同	同	横家敏昭	同 一五〇一番地
同	同	同	今井敬司	同 一八七九番地
同	同	同	各務堅吉	同 五七九番地
同	同	同	山口和久	同 二八番地
同	同	同	今井良三	白川町赤河 六三〇番地の七

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日

岐阜県公安委員会
委員長 石 井 成 一

同	額 久 巳	同	一四七六番地の三
同	川 上 守 市	同	一六六一番地
同	土 井 充	同	一三七九番地の二八
同	額 肇	白川町三川	四六九番地
同	鈴 村 敬 治	白川町赤河	二二二五番地の二一
同	今 井 宗 吉	白川町三川	二五四八番地の二
同	伊 佐 治 功 通	同	二三〇六番地の二

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者教育の課程の区分及び名称	認定をした年月日
(名称) 株式会社大垣自動車学校 (住所) 大垣市旭町一丁目五番地 (代表者の氏名) 岡田正昭	(名称) 大垣自動車学校 (所在地) 大垣市荒川町三三〇番地	(区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第四条第一号の表一の項に掲げる課程 (名称) ペーパードライバー教育（普通） (区分)	平成二十四年十二月十四日

	<p>運転免許取得者教育の認定に関する規則第四条第一号の表二の項に掲げる課程 (名称) 二輪ペーパードライバー教育(普通自動二輪、原付)</p>	

正 誤

(原稿誤り)
平成二十四年十二月二十八日第二千四百八号 土地改良区役員の退任及び就任八六一頁上段後から八行目及び下段前から五行目中「福東輪中土地改良区」は、「福東輪中土地改良区」の誤り。

平成二十五年一月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社